

2007年9月18日制定  
2015年4月1日改訂  
2016年4月1日改訂

## 尚綱学院大学研究倫理綱領

学 長

尚綱学院大学に所属または本学に関わる研究と教育に携わる者(以下「研究者」という)、研究者が行う研究と教育の事務的支援並びに不正防止に関わる管理を行う者(以下「支援・管理者」)及び本学に所属する学生が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるために遵守すべき研究倫理綱領をここに制定する。

### ○研究倫理の基本理念

学問は、社会の共有する知的財産であり、学問研究は、その知的財産を継承・発展させる創造的な行為である。研究者は、そのような創造的な行為を遂行するために、学問研究の自由と真理探究の権利を保障される。そのような権利のもとに、研究者は、自らの専門領域にかかわる知識や能力の向上に努める責任と義務を社会から負託されている。

学問研究は、研究者個人の私的な利益のためではなく、人類の平和的共存、社会の文化的発展、地球環境の保全など公益と福祉のために資すべきものである。そのために研究者は、学問的な良心に従って自らの研究を自律的に遂行すべきであり、権威に服従し圧力に屈して研究を歪めることがあってはならない。また、研究の成果は、社会に還元されなければならない。

研究者は、自らの研究を遂行するにあたっては、倫理的な判断と行動を常に心掛け、研究資金の不正使用や知的不正行為を犯すことがないように自らを律しなければならない。また、研究者は、共同の研究活動や教育の知的コミュニティにおいて、個人の人格と人権を尊重する公平・公正な立場を常に貫かなければならない。

支援・管理者は、上記の学問、学問研究の考え方を十分理解し、公平・公正な立場から研究者が研究を行うための支援に関わる見識と知識の向上に努めるとともに、研究者が不正行為を犯すことがないように適切な管理を行うことが求められる。

### ○研究者の倫理規範

#### 1. 研究者の基本姿勢

研究者は、真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上にたえず努めなければならない。

#### 2. 研究者の自律性

研究者は、学問的良心に従って研究を自律的に遂行すべきであり、不当な圧力によって研究成果を歪めることがあってはならない。

#### 3. 研究者の社会的責任

研究者は、自らの専門的知識や能力を公益と福祉のために役立てる社会的責任を負っており、その成果を公表するなど社会に還元しなければならない。

#### 4. 研究協力者への配慮

研究者は、研究協力者の人格と人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。

#### 5. 研究資金の適正な使用

研究者は、学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用してはならない。

## 6. 知的不正行為の防止

研究者は、研究・調査・実験データを一定期間記録保存して厳正に取り扱うとともに、必要に応じて開示しなければならない。また、それらのデータを捏造・改ざんしたり、他の研究者の成果を剽窃・盗用してはならない。

## 7. 研究・教育における差別の排除

研究者は、研究・教育活動において公平・公正を常に保ち、人種・性・宗教・思想・信条などの違いによって他者を差別してはならない。

## 8. 研究倫理教育の受講

研究者は、研究倫理規範を常に意識・実践するために、本学が実施する研究倫理教育を定期的に受講する義務を負う。

### ○支援・管理者の倫理規範

#### 1. 支援・管理者の基本姿勢

支援・管理者は、研究者の研究が円滑に進むように事務的支援と不正防止に関わるための適切な管理に努めなければならない。

#### 2. 研究に対する支援

支援・管理者は、研究者の研究に対する意欲・目的を十分に理解して、研究成果を上げるための事務的支援や相談に真摯に対応しなければならない。

#### 3. 適正な研究資金運用の取組

支援・管理者は、研究者が学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用しないようにするために、不正防止計画の策定・実施により常に啓蒙を行うとともに不正防止に関わる適切な管理を行い、研究機関としての健全性を維持しなければならない。

### ○学生の倫理規範

#### 1. 学生の基本姿勢

学生は、担当研究者の指導のもと、研究者の倫理規範で示した内容を理解するとともに、授業・研究にあたり、その内容を理解した行動をとらなければならない。

#### 2. 研究倫理教育の受講

学生は、授業受講・研究を進めるにあたり、留意すべきことを学修するために、学生研究倫理教育を受講する義務を負う。